**平成２４年（フ）第３４号**
岐阜県高山市石浦町４丁目99番地１
債務者　坂腰きみ子
１　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２４年（フ）第３４３号**
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字長慶４番地１
債務者　満田　学史
１　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第４０３号**
京都市下京区西七条南中野町61番地３
債務者　井上　　嵩
１　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第９２７号**
兵庫県西宮市高須町２丁目１番19―2308号
債務者　福冨　正人
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第１２０号**
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番７―1004号
債務者　田口　雅恵（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第１４３号**
兵庫県西宮市甲子園口３丁目１番１号　瀧内ハイツ２Ｆ
債務者　藤本　貴己
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第１７９号**
兵庫県西宮市上ケ原六番町５番46号
債務者　安村貴光こと　趙　　永福
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第１８６号**
兵庫県芦屋市業平町１番１号202、前住所兵庫県芦屋市業平町２番８―602号
債務者　らくだ電設こと　廣田　淳生
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２００号**
兵庫県尼崎市西立花町４丁目５番１―509号
債務者　窪内　　茜
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２１４号**
兵庫県尼崎市名神町１丁目11番１―305号、前住所兵庫県尼崎市大西町１丁目12番３号
債務者　西澤　理恵
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第３６２号**
奈良県生駒市本町10番31号
債務者　ゆきこと　樫内　勝子
１　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第６５号**
奈良市上三条町12番地　あかかべ
債務者　あかかべヘルスデザインオフィスこと
岩槻　雅次
１　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第１００号**
奈良県天理市田部町271番地23
債務者　安恵千江子こと　安恵　智恵
１　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第１０７号**
奈良市鳥見町２丁目28番地の17
債務者　宮尾　伸大
１　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第１１８号**
奈良県天理市中山町518番地２
債務者　杉本　　斎
１　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第２０４号**
鳥取県鳥取市相生町３丁目201番地17
債務者　岡本　早雄
１　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第４５号**
鳥取県鳥取市面影２丁目24番５号
債務者　妹尾　直樹
１　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第２９号**
島根県出雲市大塚町1113番地１　田村アパート
債務者　多々納美喜夫
１　決定年月日時　平成24年４月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
松江地方裁判所出雲支部